ＮＩＳＡ口座開設にあたっての確認事項

京都中央信用金庫

当金庫でのＮＩＳＡ口座の開設にあたりまして、ご確認いただきたい事項を以下に記しましたので、各項目のご確認をお願い申し上げます。

ご確認いただきたい事項
（1）ＮＩＳＡ制度における留意事項 ①ＮＩＳＡ口座は、一般口座や特定口座と異なり、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）しか開設できないこと。また、同一年に複数の金融機関のＮＩＳＡ口座での金融商品の購入等はできないこと ②当金庫のＮＩＳＡ口座で購入できる金融商品は、当金庫が取り扱う株式投資信託に限られること。また、当金庫のＮＩＳＡ口座内の株式投資信託は、お客様が他の金融機関に開設されるＮＩＳＡ口座へ移管することはできないこと ③ＮＩＳＡの口座開設にあたっては、購入後に二重口座であることが判明した場合には、そのＮＩＳＡ口座で購入した株式投資信託は当初から課税口座で購入したものとして取り扱われ、その株式投資信託から生じる譲渡益や配当等は、遡及して課税されること ④ＮＩＳＡ口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等と損益の通算ができないこと。また、当該損失の繰越控除もできないこと ⑤ＮＩＳＡ口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となること ⑥ＮＩＳＡ口座では年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）が設定され、その範囲内で購入した株式投資信託から生じる譲渡益や配当等が非課税とされること ⑦非課税保有限度額は、ＮＩＳＡ口座内の株式投資信託を売却した場合、当該売却した株式投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となること ⑧分配金再投資型の株式投資信託の収益分配金の支払を受けた場合は、当該分配金による当該株式投資信託の再投資を行えば、その分について年間投資枠と非課税保有限度額を費消することとなること ⑨分配金再投資型の株式投資信託について高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法や、短期間に売買等を行う投資手法はＮＩＳＡ制度を十分に利用できないこともあること ⑩株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、ＮＩＳＡ制度上のメリットを享受することはできないこと ⑪初めてＮＩＳＡ口座を開設した日から 10 年を経過した日（10 年後以降は 5 年経過した日ごとの日）におけるお客様の氏名・住所を再確認させていただくこと。また、その経過日から 1 年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、新たにＮＩＳＡ口座への株式投資信託を受け入れることができなくなること
（2）つみたて投資枠における留意事項 ①つみたて投資枠には、累積投資契約に基づいて定期かつ継続的な方法により対象商品が購入されること ②当金庫で取扱う株式投資信託のうち、つみたて投資枠で購入できるのは、長期の積立・分散投資に適した一定のものに限られること ③つみたて投資枠で購入した株式投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年１回通知されること

ご確認いただきたい事項
（３）成長投資枠における留意事項 成長投資枠で購入できる株式投資信託からは、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託、信託期間 20 年未満や毎月分配型の投資信託が除かれていること